

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 78 条の 2 (略)</p> <p>(i モード等を利用した請求方法等)</p> <p>第 78 条の 3 X i 契約者は、当社が定める方法により暗証番号を利用して第 90 条 (d カード mini の利用) に規定する請求等を行うことができます。</p> <p>2～5</p> <p>第 78 条の 4～第 89 条 (略)</p> <p>(d カード mini)</p> <p>第 90 条 当社は、X i 契約者からあらかじめ請求があったときは、<u>d カード mini</u> (当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う際に、その商品等を販売又は提供する者 (以下この条において「加盟店」といいます。)) との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を提供します。</p> <p>2 当社は、前項に規定する請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その X i 契約者が <u>d カード mini</u> の利用に係る代金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>d カード mini</u> に係る X i の数が、当社が定める数以上となるとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 未成年者である X i 契約者は、あらかじめ親権者又は後見人の同意を得て、<u>d カード mini</u> の利用に係る請求をしていただきます。</p> <p>4 X i 契約者が <u>d カード mini</u> を利用するときは、当社が定める方法によりカード情報 (<u>d カード mini</u> を利用するために端末設備に登録する X i 契約者を識別するための情報をいいます。以下同じとします。) を、加盟店へ提示していただきます。</p> <p>5 当社は、X i 契約者から、その <u>d カード mini</u> を利用した履歴について閲覧の請求があった場合は、当社が別に定める期間に限り i モード機能又は sp モード機能等を利用して閲覧に供します。</p> <p>6 X i 契約者は、当社が <u>d カード mini</u> に係る債権の特定と内容確認のために、加盟店等から、X i 契約者が購入した商品等の内容に関する情報が当社に開示されることを承諾していただきます。</p> <p>7 <u>d カード mini</u> の利用は、そのカード情報により識別される X i 契約者本人に限るものとし、その契約者以外の者に利用させることはできません。</p> <p>8 当社は、<u>d カード mini</u> の利用に係る代金の 1 の暦月における累計額 (1 のカード情報ごとの額とします。) について限度額 (以下この条において「利用可能額」といいます。) を設定します。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 当社は、X i 契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当するときは、カード情報を無効とする手続きを行う場合があります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>d カード mini</u> に係る X i の利用の一時中断又は停止があったとき。</p>	<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 78 条の 2 (略)</p> <p>(i モード等を利用した請求方法等)</p> <p>第 78 条の 3 X i 契約者は、当社が定める方法により暗証番号を利用して第 90 条 (DCMXmini の利用) に規定する請求等を行うことができます。</p> <p>2～5</p> <p>第 78 条の 4～第 89 条 (略)</p> <p>(DCMXmini)</p> <p>第 90 条 当社は、X i 契約者からあらかじめ請求があったときは、DCMXmini (当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う際に、その商品等を販売又は提供する者 (以下この条において「加盟店」といいます。)) との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を提供します。</p> <p>2 当社は、前項に規定する請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その X i 契約者が DCMXmini の利用に係る代金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) DCMXmini に係る X i の数が、当社が定める数以上となるとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 未成年者である X i 契約者は、あらかじめ親権者又は後見人の同意を得て、DCMXmini の利用に係る請求をしていただきます。</p> <p>4 X i 契約者が DCMXmini を利用するときは、当社が定める方法によりカード情報 (DCMXmini を利用するために端末設備に登録する X i 契約者を識別するための情報をいいます。以下同じとします。) を、加盟店へ提示していただきます。</p> <p>5 当社は、X i 契約者から、その DCMXmini を利用した履歴について閲覧の請求があった場合は、当社が別に定める期間に限り i モード機能又は sp モード機能等を利用して閲覧に供します。</p> <p>6 X i 契約者は、当社が DCMXmini に係る債権の特定と内容確認のために、加盟店等から、X i 契約者が購入した商品等の内容に関する情報が当社に開示されることを承諾していただきます。</p> <p>7 DCMXmini の利用は、そのカード情報により識別される X i 契約者本人に限るものとし、その契約者以外の者に利用させることはできません。</p> <p>8 当社は、DCMXmini の利用に係る代金の 1 の暦月における累計額 (1 のカード情報ごとの額とします。) について限度額 (以下この条において「利用可能額」といいます。) を設定します。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 当社は、X i 契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当するときは、カード情報を無効とする手続きを行う場合があります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) DCMXmini に係る X i の利用の一時中断又は停止があったとき。</p>

(3) d カード mini の利用に係る代金について支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(4) d カード mini の利用状況が著しく不適当又は不審であると当社が判断したとき。

(5) (略)

11 前項の場合において、X i 契約者が d カード mini を再利用するときは、当社が別に定めるところにより、新たなカード情報を端末設備に登録していただきます。ただし、前項第 2 号から第 5 号のいずれかに該当する場合であって、なおその事実を解消しないときは、新たなカード情報を端末設備に登録することができません。

12 X i 契約者は、d カード mini の利用に係る代金について、当社が加盟店等へ立替払いをすることを承認していただきます。この場合において、当社は、原則としてその立替額を X i の料金に合算して請求することとし、その X i 契約者への個別の通知を行わないものとします。

13 X i 契約者は、利用可能額を超えて利用があった場合、カード情報を無効とする手続きが完了する前に利用があった場合、又はその X i 契約者以外の者の利用があった場合であっても、その d カード mini の利用に係る代金の支払いを要します。

14 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、X i 契約者から、カード情報を登録した端末設備の盗難又は紛失等が発生したことを当社が定める方法により届出があった場合は、その盗難又は紛失等により生じたその X i 契約者以外の d カード mini の利用による損害（その届出を当社が受領した日の 61 日以前に発生した損害を除きます。）を補てんします。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1)～(5) (略)

(6) d カード mini の提供の廃止後に発生した損害であるとき。

(7) (略)

15 (略)

16 当社は、X i 契約者が d カード mini を利用して購入した商品等の所有権について、その商品等に係る代金の全額が支払われたことを確認するまで留保します。

17 当社は、X i 契約者からの申出によるほか、次に該当する場合には、d カード mini の提供を廃止することがあります。この場合において、当社は、d カード mini に係るカード情報を無効とする手続きを行います。

(1)～(4) (略)

18 X i 契約者は、d カード mini の提供の廃止後に生じた d カード mini の利用に係る代金についても支払いを要します。

19 当社の設備の保守若しくは工事又はカード情報の破損等の理由により d カード mini の利用ができない場合があります。この場合において、当社は一切の責任を負いません。

20 d カード mini を利用した X i 契約者が、加盟店との間の取引に関して紛議が生じた場合は、その加盟店との間において問題を解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

21 当社は、カード情報の無効に関する案内その他の d カード mini の利用に係る案内を、i モード電子メール又は sp モード電子メールを利用して X i 契約者へ送信することがあります。この場合において、当社は、X i 契約者がその電子メールを受信できなかったことに伴い発生する損害については、一切の責任を負いません。

22 d カード mini の利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第 5 項、第 11 項、第 14 項及び第 22 項に規定する当社が別に定めるところは、「d カード mini 利用規約」及び d カード mini に係るガイドに定めるところによります。

第 91 条～第 93 条 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

(3) DCMXmini の利用に係る代金について支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(4) DCMXmini の利用状況が著しく不適当又は不審であると当社が判断したとき。

(5) (略)

11 前項の場合において、X i 契約者が DCMXmini を再利用するときは、当社が別に定めるところにより、新たなカード情報を端末設備に登録していただきます。ただし、前項第 2 号から第 5 号のいずれかに該当する場合であって、なおその事実を解消しないときは、新たなカード情報を端末設備に登録することができません。

12 X i 契約者は、DCMXmini の利用に係る代金について、当社が加盟店等へ立替払いをすることを承認していただきます。この場合において、当社は、原則としてその立替額を X i の料金に合算して請求することとし、その X i 契約者への個別の通知を行わないものとします。

13 X i 契約者は、利用可能額を超えて利用があった場合、カード情報を無効とする手続きが完了する前に利用があった場合、又はその X i 契約者以外の者の利用があった場合であっても、その DCMXmini の利用に係る代金の支払いを要します。

14 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、X i 契約者から、カード情報を登録した端末設備の盗難又は紛失等が発生したことを当社が定める方法により届出があった場合は、その盗難又は紛失等により生じたその X i 契約者以外の DCMXmini の利用による損害（その届出を当社が受領した日の 61 日以前に発生した損害を除きます。）を補てんします。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1)～(5) (略)

(6) DCMXmini の提供の廃止後に発生した損害であるとき。

(7) (略)

15 (略)

16 当社は、X i 契約者が DCMXmini を利用して購入した商品等の所有権について、その商品等に係る代金の全額が支払われたことを確認するまで留保します。

17 当社は、X i 契約者からの申出によるほか、次に該当する場合には、DCMXmini の提供を廃止することがあります。この場合において、当社は、DCMXmini に係るカード情報を無効とする手続きを行います。

(1)～(4) (略)

18 X i 契約者は、DCMXmini の提供の廃止後に生じた DCMXmini の利用に係る代金についても支払いを要します。

19 当社の設備の保守若しくは工事又はカード情報の破損等の理由により DCMXmini の利用ができない場合があります。この場合において、当社は一切の責任を負いません。

20 DCMXmini を利用した X i 契約者が、加盟店との間の取引に関して紛議が生じた場合は、その加盟店との間において問題を解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

21 当社は、カード情報の無効に関する案内その他の DCMXmini の利用に係る案内を、i モード電子メール又は sp モード電子メールを利用してその X i 契約者に係る i モード電子メールアドレス又は sp モード電子メールアドレスへ送信することがあります。この場合において、当社は、X i 契約者がその電子メールを受信できなかったことに伴い発生する損害については、一切の責任を負いません。

22 DCMXmini の利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第 5 項、第 11 項、第 14 項及び第 22 項に規定する当社が別に定めるところは、「DCMXmini 利用規約」及び DCMXmini に係るガイドに定めるところによります。

第 91 条～第 93 条 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附 則（平成 27 年 11 月 12 日経企第 1378 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 11 月 20 日から実施します。
- 2 この改正規定実施後、現に DCMXmini 契約を締結している者については、改正後の d カード mini の規定の適用を受けるものと
し、支払い又は支払わなければならなかった Xi サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第81条の2～第91条の3 (略)</p> <p>(iモード等を利用した請求方法等)</p> <p>第91条の4 F O M A 契約者は、当社が定める方法により暗証番号を利用して第97条の2 (dカード mini の利用) に規定する請求等を行うことができます。</p> <p>2～5</p> <p>第91条の5～第93条 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第94条～第97条 (略)</p> <p>(dカード mini)</p> <p>第97条の2 当社は、F O M A 契約者 (共用 F O M A に係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。) からあらかじめ請求があったときは、dカード mini (当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う際に、その商品等を販売又は提供する者 (以下この条において「加盟店」といいます。) との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を提供します。</p> <p>2 当社は、前項に規定する請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) F O M A の料金その他の債務の支払方法及び支払状況が、当社が定める基準に適合しないとき。</p> <p>(2) その F O M A 契約者が dカード mini の利用に係る代金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) dカード mini に係る F O M A の数が、当社が定める数以上となるとき。</p> <p>(7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>3 未成年者である F O M A 契約者は、あらかじめ親権者又は後見人の同意を得て、dカード mini の利用に係る請求をしていただきます。</p> <p>4 F O M A 契約者が dカード mini を利用するときは、当社が定める方法によりカード情報 (dカード mini を利用するために端末設備に登録する F O M A 契約者を識別するための情報をいいます。以下同じとします。) を、加盟店へ提示していただきます。</p> <p>5 当社は、F O M A 契約者から、その dカード mini を利用した履歴について閲覧の請求があった場合は、当社が別に定める期間に限り i モード機能又は sp モード機能等を利用して閲覧に供します。</p> <p>6 F O M A 契約者は、当社が dカード mini に係る債権の特定と内容確認のために、加盟店等から、F O M A 契約者が購入した商品等の内容に関する情報が当社に開示されることを承諾していただきます。</p> <p>7 dカード mini の利用は、そのカード情報により識別される F O M A 契約者本人に限るものとし、その契約者以外の者に利用させることはできません。</p>	<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第81条の2～第91条の3 (略)</p> <p>(iモード等を利用した請求方法等)</p> <p>第91条の4 F O M A 契約者は、当社が定める方法により暗証番号を利用して第97条の2 (DCMXmini の利用) に規定する請求等を行うことができます。</p> <p>2～5</p> <p>第91条の5～第93条 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第94条～第97条 (略)</p> <p>(DCMXmini)</p> <p>第97条の2 当社は、F O M A 契約者 (共用 F O M A に係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。) からあらかじめ請求があったときは、DCMXmini (当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う際に、その商品等を販売又は提供する者 (以下この条において「加盟店」といいます。) との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を提供します。</p> <p>2 当社は、前項に規定する請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) F O M A の料金その他の債務の支払方法及び支払状況が、当社が定める基準に適合しないとき。</p> <p>(2) その F O M A 契約者が DCMXmini の利用に係る代金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) DCMXmini に係る F O M A の数が、当社が定める数以上となるとき。</p> <p>(7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>3 未成年者である F O M A 契約者は、あらかじめ親権者又は後見人の同意を得て、DCMXmini の利用に係る請求をしていただきます。</p> <p>4 F O M A 契約者が DCMXmini を利用するときは、当社が定める方法によりカード情報 (DCMXmini を利用するために端末設備に登録する F O M A 契約者を識別するための情報をいいます。以下同じとします。) を、加盟店へ提示していただきます。</p> <p>5 当社は、F O M A 契約者から、その DCMXmini を利用した履歴について閲覧の請求があった場合は、当社が別に定める期間に限り i モード機能又は sp モード機能等を利用して閲覧に供します。</p> <p>6 F O M A 契約者は、当社が DCMXmini に係る債権の特定と内容確認のために、加盟店等から、F O M A 契約者が購入した商品等の内容に関する情報が当社に開示されることを承諾していただきます。</p> <p>7 DCMXmini の利用は、そのカード情報により識別される F O M A 契約者本人に限るものとし、その契約者以外の者に利用させることはできません。</p>

- 8 当社は、d カード mini の利用に係る代金の 1 の暦月における累計額（1 のカード情報ごとの額とします。）について限度額（以下この条において「利用可能額」といいます。）を設定します。
- 9 （略）
- 10 当社は、F O M A 契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当するときは、カード情報を無効とする手続きを行う場合があります。
- (1) 端末設備にカード情報を登録した日の属する暦月の初日から起算して当社が別に定める期間が経過したとき。
 - (2) d カード mini に係る F O M A の利用の一時中断又は停止があったとき。
 - (3) d カード mini の利用に係る代金について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) d カード mini の利用状況が著しく不適当又は不審であると当社が判断したとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 11 前項の場合において、F O M A 契約者が d カード mini を再利用するときは、当社が別に定めるところにより、新たなカード情報を端末設備に登録していただきます。
- ただし、前項第 2 号から第 5 号のいずれかに該当する場合であって、なおその事実を解消しないときは、新たなカード情報を端末設備に登録することができません。
- 12 F O M A 契約者は、d カード mini の利用に係る代金について、当社が加盟店等へ立替払いをすることを承認していただきます。この場合において、当社は、原則としてその立替額を F O M A の料金に合算して請求することとし、その F O M A 契約者への個別の通知を行わないものとします。
- 13 F O M A 契約者は、利用可能額を超えて利用があった場合、カード情報を無効とする手続きが完了する前に利用があった場合、又はその F O M A 契約者以外の者の利用があった場合であっても、その d カード mini の利用に係る代金の支払いを要します。
- 14 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、F O M A 契約者から、カード情報を登録した端末設備の盗難又は紛失等が発生したことを当社が定める方法により届出があった場合は、その盗難又は紛失等により生じたその F O M A 契約者以外の d カード mini の利用による損害（その届出を当社が受領した日の 61 日以前に発生した損害を除きます。）を補てんします。
- ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
- (1) ～(5) （略）
 - (6) d カード mini の提供の廃止後に発生した損害であるとき。
 - (7) （略）
- 15 （略）
- 16 当社は、F O M A 契約者が d カード mini を利用して購入した商品等の所有権について、その商品等に係る代金の全額が支払われたことを確認するまで留保します。
- 17 当社は、F O M A 契約者からの申出によるほか、次に該当する場合には、d カード mini の提供を廃止することがあります。この場合において、当社は、d カード mini に係るカード情報を無効とする手続きを行います。
- (1) ～(4) （略）
- 18 F O M A 契約者は、d カード mini の提供の廃止後に生じた d カード mini の利用に係る代金についても支払いを要します。
- 19 当社の設備の保守若しくは工事又はカード情報の破損等の理由により d カード mini の利用ができない場合があります。この場合において、当社は一切の責任を負いません。
- 20 d カード mini を利用した F O M A 契約者が、加盟店との間の取引に関して紛議が生じた場合は、その加盟店との間において問題を解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 21 当社は、カード情報の無効に関する案内その他の d カード mini の利用に係る案内を、i モード電子メール又は sp モード電子メールを利用して F O M A 契約者へ送信することがあります。この場合において、当社は、F O M A 契約者がその電子メールを受信できなかったことに伴い発生する損害については、一切の責任を負いません。
- 22 d カード mini の利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (注) 本条第 5 項、第 11 項、第 14 項及び第 22 項に規定する当社が別に定めるところは、「d カード mini 利用規約」及び

- 8 当社は、DCMXmini の利用に係る代金の 1 の暦月における累計額（1 のカード情報ごとの額とします。）について限度額（以下この条において「利用可能額」といいます。）を設定します。
- 9 （略）
- 10 当社は、F O M A 契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当するときは、カード情報を無効とする手続きを行う場合があります。
- (1) 端末設備にカード情報を登録した日の属する暦月の初日から起算して当社が別に定める期間が経過したとき。
 - (2) DCMXmini に係る F O M A の利用の一時中断又は停止があったとき。
 - (3) DCMXmini の利用に係る代金について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) DCMXmini の利用状況が著しく不適当又は不審であると当社が判断したとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 11 前項の場合において、F O M A 契約者が DCMXmini を再利用するときは、当社が別に定めるところにより、新たなカード情報を端末設備に登録していただきます。
- ただし、前項第 2 号から第 5 号のいずれかに該当する場合であって、なおその事実を解消しないときは、新たなカード情報を端末設備に登録することができません。
- 12 F O M A 契約者は、DCMXmini の利用に係る代金について、当社が加盟店等へ立替払いをすることを承認していただきます。この場合において、当社は、原則としてその立替額を F O M A の料金に合算して請求することとし、その F O M A 契約者への個別の通知を行わないものとします。
- 13 F O M A 契約者は、利用可能額を超えて利用があった場合、カード情報を無効とする手続きが完了する前に利用があった場合、又はその F O M A 契約者以外の者の利用があった場合であっても、その DCMXmini の利用に係る代金の支払いを要します。
- 14 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、F O M A 契約者から、カード情報を登録した端末設備の盗難又は紛失等が発生したことを当社が定める方法により届出があった場合は、その盗難又は紛失等により生じたその F O M A 契約者以外の DCMXmini の利用による損害（その届出を当社が受領した日の 61 日以前に発生した損害を除きます。）を補てんします。
- ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
- (1) ～(5) （略）
 - (6) DCMXmini の提供の廃止後に発生した損害であるとき。
 - (7) （略）
- 15 （略）
- 16 当社は、F O M A 契約者が DCMXmini を利用して購入した商品等の所有権について、その商品等に係る代金の全額が支払われたことを確認するまで留保します。
- 17 当社は、F O M A 契約者からの申出によるほか、次に該当する場合には、DCMXmini の提供を廃止することがあります。この場合において、当社は、DCMXmini に係るカード情報を無効とする手続きを行います。
- (1) ～(4) （略）
- 18 F O M A 契約者は、DCMXmini の提供の廃止後に生じた DCMXmini の利用に係る代金についても支払いを要します。
- 19 当社の設備の保守若しくは工事又はカード情報の破損等の理由により DCMXmini の利用ができない場合があります。この場合において、当社は一切の責任を負いません。
- 20 DCMXmini を利用した F O M A 契約者が、加盟店との間の取引に関して紛議が生じた場合は、その加盟店との間において問題を解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 21 当社は、カード情報の無効に関する案内その他の DCMXmini の利用に係る案内を、i モード電子メール又は sp モード電子メールを利用してその F O M A 契約者に係る i モード電子メールアドレス又は sp モード電子メールアドレスへ送信することがあります。この場合において、当社は、F O M A 契約者がその電子メールを受信できなかったことに伴い発生する損害については、一切の責任を負いません。
- 22 DCMXmini の利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (注) 本条第 5 項、第 11 項、第 14 項及び第 22 項に規定する当社が別に定めるところは、「DCMXmini 利用規約」及び

dカード miniに係るガイドに定めるところによります。

第 97 条の 3～第 101 条 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 27 年 11 月 12 日経企第 1378 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 11 月 20 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施後、現に DCMXmini 契約を締結している者については、改正後の dカード mini の規定の適用を受けるものとし、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 経企第 1425 号 (平成 23 年 3 月 31 日) の附則第 4 項第 2 号中「第 97 条の 2 (DCMXmini) に規定する DCMXmini」を「第 97 条の 2 (dカード mini) に規定する dカード mini」に改めます。
- 4 経企第 766 号 (平成 23 年 10 月 6 日) の附則第 1 項中「DCMXmini に関する部分」を「dカード mini に関する部分」に改めます。

DCMXmini に係るガイドに定めるところによります。

第 97 条の 3～第 101 条 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 I P 通 信 網 契 約</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 一 般 契 約</p> <p>第 8 条～第 15 条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第 16 条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 取 扱 所 に 当 社 所 定 の 書 面 等、当社が定める方法により通知していただきます。</p> <p><u>2 一般契約者は、一般契約の解除を通知するときは、その通知を行った日の属する暦月から起算して翌暦月末までの間、一般契約を解除する日を指定することができます。</u></p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>第 3 節 (略)</p> <p>第 4 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 2 (略)</p> <p>附 則 (平成 27 年 11 月 12 日経企第 1378 号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、平成 27 年 11 月 18 日から実施します。</p>	<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 I P 通 信 網 契 約</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 一 般 契 約</p> <p>第 8 条～第 15 条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第 16 条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 取 扱 所 に 当 社 所 定 の 書 面 等、当社が定める方法により通知していただきます。</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>第 3 節 (略)</p> <p>第 4 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 2 (略)</p>